

4 長島町独自の奨学金制度



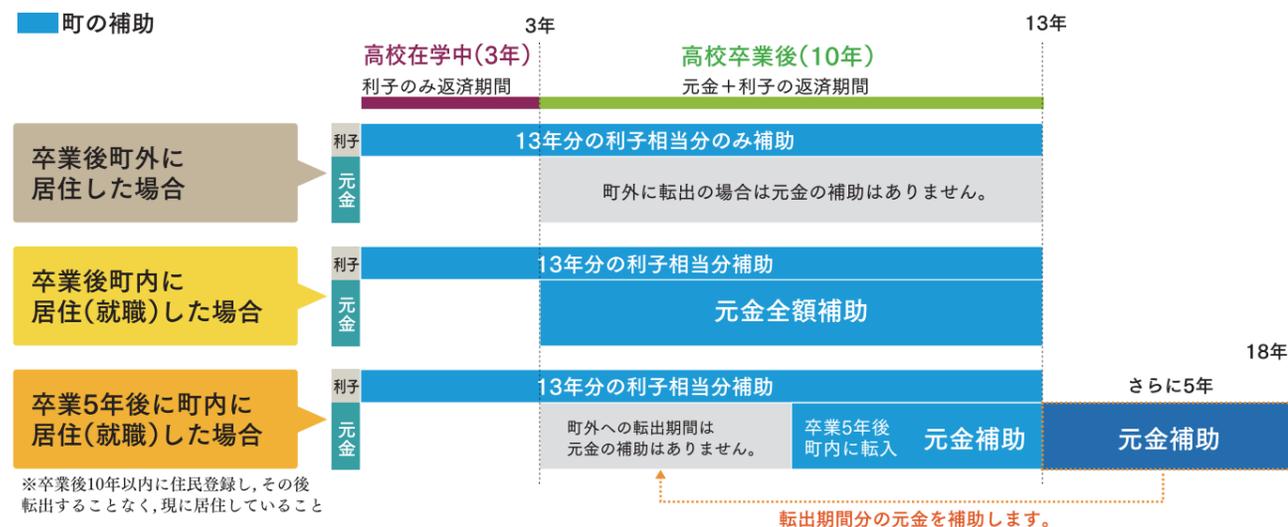
ぶり奨学金制度

ぶり奨学金制度とは、出世魚で回遊魚のぶりにちなみ、学校等卒業後、地元リーダーとして活躍してほしいとの願いを込めて名づけられた長島町の新しい奨学金制度です。

具体的には、金融機関からぶり奨学ローンを借り、返済した場合には、元金相当額については卒業後に長島町に戻って居住している期間分を、利子相当額については全期間分をぶり奨学基金から補填する制度です。

申請できる方の補助金受給要件	① ぶり奨学ローンの貸与を受け、当該奨学ローンを返済していること ② 町税等を滞納していないこと ③ 元金相当分の交付を受けることができる方は、奨学生が卒業後10年以内に住民登録し、その後転出することなく、現に居住していること (ただし、転出した場合は交付を受けることはできません。)
補助金の額	●申請する年度に返済した利子(全ての方が対象) ●元金の支払いについては、借入額の10分の1を毎年度支払い (卒業後、10年以内に奨学生が町内に居住している期間)
交付申請	① 長島町ぶり奨学金償還補助金交付申請書……………教育総務課 ② 金融機関が発行するぶり奨学ローンの返済額を証する書類……金融機関 ③ 現住所を証する書類(戸籍附票)……………戸籍係 ④ 世帯全員の納税証明書……………税務課 ※元金請求の場合は、本人(奨学生)申請となります。
申請	毎年3月(3月返済日以降に申請) ※上記の①～④の書類を教育総務課へ3月末日までに申請
補助金支払い	審査決定後、遅滞なく交付

金融機関から高校在学時に「ぶり奨学ローン」を利用した場合



お問い合わせ
 ●「ぶり奨学金制度」に関するもの
 長島町教育委員会教育総務課
 TEL 0996-88-5679

●「ぶり奨学ローン」に関するもの
 鹿児島相互信用金庫 長島支店 TEL 0996-86-1116
 西長島支店 TEL 0996-88-6671

5 ひとり親家庭への支援



ひとり親家庭への負担を軽減

問合せ先: 町民福祉課

ひとり親家庭の方が安心して子育てができるよう、いろいろな支援を行っています。

児童扶養手当

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童について手当を支給し、ひとり親家庭の生活の安定を図り自立を促進します。父または母が重度の障がいがある場合はひとり親でなくても支給します。また、父母に代わって児童を育てている方に対しても支給します。

対象者

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 父または母が死亡した子ども
- ③ 父または母が一定程度の障がいの状態にある子ども
- ④ 父または母の生死が明らかでない子ども
- ⑤ 父または母が1年以上遺棄されている子ども
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ⑦ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている子ども
- ⑧ 婚姻によらないで生まれた子ども
- ⑨ 遺棄などで父母がいるかいないかが明らかでない子ども

※一定額以上の所得がある場合は手当の全部または一部の支給が停止されます。
 ※公的年金を受給中の方または児童が公的年金の加算の対象となっている場合は、手当の全部または一部の支給が停止されます。

手当を支給できない方

- 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等(通園施設は除く)に入所しているとき
- 児童、父もしくは母、または養育者が日本国内に住んでいないとき
- 父または母が婚姻しているとき
(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるときや戸籍上だけの離婚を含みます)



所得制限

手当を受給する方・配偶者(父または母が障がいがある場合)・養育者・扶養義務者の所得が一定額以上であるときは手当が支給されません。また、父母に代わって児童を育てている方に対しても支給します。所得制限以内であっても所得に応じて手当の一部が支給停止になる場合があります。扶養の人数により異なりますのでお問い合わせください。

支給月額

- 子ども1人のとき(平成28年4月～)
 - ・全部支給される方…42,330円
 - ・一部支給される方…42,320円から9,910円までの間で細かく設定されています。
- 子どもが2人のとき(平成28年8月～) 10,000円加算
- 子どもが3人以上につき 6,000円加算

支給時期

4月、8月、12月にそれぞれの前月分までの4か月分の手当を支給します。毎年8月に現況届の提出が必要です。提出がない場合は8月以降の手当の支給が差し止められますのでご注意ください。

手続きに必要なもの

- 印鑑(スタンプ式ゴム印不可)
- 戸籍謄本等